



# 寄附金控除について



社会福祉法人富山県社会福祉協議会への寄附は、  
**税制上の優遇措置** を受けることができます。

## 個人 の場合

- **所得税：寄附金控除（所得控除）の対象** となります。
- **住民税：個人県民税の税額控除** の対象<sup>※4</sup>

※確定申告によって寄附金控除を受けることができます。

### 【所得税 所得控除額の計算方法】

所得税法第78条  
第2項第3号該当

その年中(1月から12月まで)に支出した  
寄附金の合計額<sup>※1</sup>

－

2千円

=

寄附金控除額

注1※：寄附金の合計額は年間所得の40%相当額が限度です。

### 【住民税 税額控除額<sup>※4</sup>の計算方法】

県条例等

その年中(1月から12月まで)に支出した  
寄附金の額の合額

－

2千円

×

4%<sup>※3</sup>

=

個人県民税  
税額控除額<sup>※2</sup>

注2※：寄附金控除が受けられるのは年間所得の30%相当額が限度です。

注3※：富山県と市町村の両方で指定されている場合、合計10%の控除となります。

注4※：本会に寄付を行った翌年の1月1日現在、富山県内にお住まいの方に限られます。

### ◎計算例

例) 年間所得500万円の方が、5万円を社会福祉法人に寄附した場合の

①寄附金控除(所得控除)額と②個人県民税税額控除額

500万円×40% > 5万円  
いずれか少ない方  
↓  
5万円

① 5万円 - 2千円 = 48,000円

② (5万円 - 2千円) × 4% = 1,920円

\*\*\*\*\*

※ 上記の措置を受けるため、確定申告に際して領収書が必要になりますので、相当期間大切に保存してください。

※ 詳細は、最寄りの税務署にご照会ください。